

## 「第272回判例・事例研究会」

日 時	平成30年10月3日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 服 部 毅

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 損害賠償請求事件 管轄裁判所 東京地方裁判所 事 件 No. 平成26年(ワ)第11858号 判 決 棄却 平成28年5月25日
<b>事 案</b>	原告が、既に土地代金の一部である1億1300万円を自称者に支払ってしまったため、同額の損害が生じたとして、自称者から委託を受けて上記契約を仲介した仲介業者、原告及び自称者を代理して本件土地の所有権移転登記申請を行った司法書士及び自称者から囑託を受けて司法書士に対する登記申請の委任状を認証した公証人が、いずれも自称者の提出した偽造の印鑑登録証明書を漫然と看過するなど、本人確認を十分に行わなかったとして、仲介業者及び司法書士に対しては不法行為による損害賠償請求権に基づき、国に対しては公証人の不法行為責任を理由とする国家賠償法1条1項に基づき、連帯して、上記損害金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた。
<b>判 旨 (要旨)</b>	登記申請書類が真正に作成されたか否かといったことは、本来的には当該権利変動の当事者が調査し、確認すべきことであって、登記権利者から不動産登記の申請依頼を受けた司法書士としては、依頼者から特にその確認を依頼され

	<p>た場合や、当該書類が偽造又は変動によるものであることが一見して明らかである場合等の特段の事情がない限り、当該申請を依頼した登記権利者に対し、登記申請書類の作成が真正であることについての調査及び確認をすべき義務を負わないというべきである。</p>
--	---